（証券コード8771）
平成28年６月13日

株　主　各　位

東京都港区赤坂五丁目３番１号
eGuarantee イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長　江　藤　公　則

# 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
　さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席を賜りますようご案内申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後６時必着にてご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都渋谷区道玄坂一丁目12番２号
　渋谷エクセルホテル東急６階　プラネッツルームＡ
　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**
　**報告事項**：１．第16期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第16期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）計算書類報告の件
　**決議事項**：第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

---

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
２．株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.eguarantee.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

## 1.　企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による各種政策を背景に企業収益や雇用情勢などが改善し、景気は緩やかな回復基調で推移致しました。一方、中国をはじめとする新興国経済の減速に加え、年明け以降の円高進行による企業業績の悪化懸念が強まり、わが国の景気先行きについては不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、当連結会計年度における企業倒産件数は8,408件となっており、前年同期比7.0％減少（帝国データバンク調べ）となるなど、依然として倒産は抑制されている状況にあります。

このような環境下、信用リスク保証サービスは引き続き堅調に推移いたしました。信用リスク受託ビジネスにおける裾野拡大を目指し、新たなチャネルとして城北信用金庫、芙蓉総合リース株式会社、大阪商工信用金庫、さわやか信用金庫と提携するなど販路拡大に向けた施策を実行する一方で、リスク移転手法の多様化のため、リスク移転先を追加すべく、当社が引受けた信用リスクへの投資を目的とした新たなファンドへ出資し、将来の保証残高拡大に対応する信用リスク受託の基盤を整えました。

事業法人向け保証サービスにおきましては、全国各地で新規顧客開拓や販路拡大に向けた施策を実行いたしました。また、問合せ件数が増加し、当該サービスに係る売上高は4,284,107千円(前年同期比8.5％増加)となりました。

金融法人向け保証サービスにおきましては、金融機関に対する積極的な提案を行った結果、当該サービスに係る売上高は138,220千円(前年同期比17.5％増加)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,422,327千円（前年同期比8.8％増加)、営業利益1,829,119千円（同18.9％増加)、経常利益1,857,003千円(同18.9％増加)、親会社株主に帰属する当期純利益1,111,643千円（同22.9％増加）となりました。当連結会計年度末における保証残高は、前連結会計年度末に比べ13.9％増加し、261,536,528千円となりました。

**商品別売上高**

（単位：千円）

| 区分別＼期別 | 第15期<br>自　平成26年４月１日<br>至　平成27年３月31日 | | 第16期（当連結会計年度）<br>自　平成27年４月１日<br>至　平成28年３月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金　額 | 構成比 | 金　額 | 構成比 |
| 事業法人向け保証サービス | 3,946,893 | 97.1% | 4,284,107 | 96.9% |
| 金融法人向け保証サービス | 117,678 | 2.9% | 138,220 | 3.1% |
| 計 | 4,064,572 | 100.0% | 4,422,327 | 100.0% |

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資の総額は63,094千円であります。その主な内訳は、基幹システム更新及びその周辺ツール開発による支出51,865千円であります。

**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当社は、平成27年４月30日付でリスク移転手法の多様化の一環としてクレジット・ギャランティ２号匿名組合に出資いたしました。

### (8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：千円）

| 区分＼期別 | 第13期<br>自 平成24年４月１日<br>至 平成25年３月31日 | 第14期<br>自 平成25年４月１日<br>至 平成26年３月31日 | 第15期<br>自 平成26年４月１日<br>至 平成27年３月31日 | 第16期<br>（当連結会計年度）<br>自 平成27年４月１日<br>至 平成28年３月31日 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 3,617,011 | 3,737,413 | 4,064,572 | 4,422,327 |
| 経常利益 | 1,048,249 | 1,319,176 | 1,562,120 | 1,857,003 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 578,727 | 706,106 | 904,650 | 1,111,643 |
| １株当たり当期純利益 | 57円23銭 | 69円15銭 | 88円19銭 | 107円77銭 |
| 総資産 | 8,029,206 | 8,483,194 | 9,602,866 | 10,645,956 |
| 純資産 | 4,944,293 | 5,251,367 | 6,173,656 | 7,109,915 |

（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 平成25年３月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。
3. １株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「ＥＳＯＰ信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：千円）

| 区分＼期別 | 第13期<br>自 平成24年４月１日<br>至 平成25年３月31日 | 第14期<br>自 平成25年４月１日<br>至 平成26年３月31日 | 第15期<br>自 平成26年４月１日<br>至 平成27年３月31日 | 第16期<br>自 平成27年４月１日<br>至 平成28年３月31日 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 3,631,009 | 3,782,783 | 4,080,949 | 4,487,221 |
| 経常利益 | 995,595 | 1,199,968 | 1,441,880 | 1,723,532 |
| 当期純利益 | 580,626 | 712,121 | 898,776 | 1,113,096 |
| １株当たり当期純利益 | 57円42銭 | 69円74銭 | 87円62銭 | 107円91銭 |
| 総資産 | 6,823,202 | 7,523,419 | 8,526,149 | 9,519,700 |
| 純資産 | 3,917,644 | 4,482,805 | 5,192,127 | 6,062,746 |

（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 平成25年３月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。
3. １株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、貸借対照表上自己株式として表示している「ＥＳＯＰ信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。

### (9) 対処すべき課題

当社グループは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループの収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いております。当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業（金融機関等を含む）から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化（リスク移転）という形で投資機会を提供する必要があります。そのためには、顧客企業から引き受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定するなど、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといったマーケットメイク機能の強化が求められています。

さらに、信用リスクを委託する側は「少数に集中した、複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、かつ多数に分散された、単純なリスク」です。当社グループの役割は、この両者のギャップを埋めることであります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先（顧客）」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

また、信用リスクの更なる分散により、高額のリスクや複雑なリスクに対する合理的な保証料での保証サービスの提供や、信用度の低い企業に対する信用リスク受託が可能となり、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループは、これらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

① 信用リスク受託規模拡大のための販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、販売網を拡大することにより信用リスクの受託規模拡大を図ります。当社グループは現状、本事業分野において先行者メリットを有しており、幅広い販売網を構築していることが競争力の源泉の一つになっていると考えております。そのため、既存提携先との関係を更に深めるとともに、今後も積極的に提携先の拡大や自社の支店展開等による全国的な販売網拡充に取り組みます。

② 売掛債権以外の多様な事業法人向け信用リスク受託の強化

当社グループは企業向け信用リスクの受託事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで、売掛債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権（建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権など）の信用リスク受託に積極的に取り組み、付加価値の高い信用リスク受託を目指します。

③ 金融法人向け保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に取得する各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関がもつ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売掛債権や手形の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネスや、法人向けクレジットカード事業、売掛債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる強みを発揮し、金融機関等の顧客基盤及びブランド力を活用することで、スピーディーな事業拡大を図ります。

④ 契約更改率の維持向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに既契約の維持が課題となっております。従いまして、既契約の更改率を維持向上すべく保証機能以外の付加価値を高めることや、顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

⑤ 審査情報データベースの拡充による審査力強化

保証規模の拡大及び販路拡大を通じて審査情報の収集力を高め審査情報データベースを拡充し、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会を提供できるよう努めます。また、従来保証を使っていなかった顧客層にもアプローチするため、より低価格での信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

⑥ 一部の信用リスクの自己保有

現在当社グループは、受託したリスクについて従来の金融機関に限らず幅広くリスク移転先を確保し、リスク移転手法を多様化すべく、ファンドへの出資等を通じて信用リスクの一部を自己保有しております。今後も信用リスクを自己で引き受けていくことで、安定したリスクの受託及び流動化体制の構築に努

めてまいります。

⑦　人材の育成、確保

複雑で多様なリスクに積極的に取り組める体制を整えるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに社員にとって魅力のある会社を目指し、多様な人材の確保に努めます。また、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育を更に強化する方針であります。

⑧　バックオフィス業務の強化

信用リスク受託規模の拡大に対応するため、グループ会社を有効活用し、契約関連事務やデータ登録業務などの各種事務作業をアウトソーシングするなど業務効率化を推進するとともに、信用リスクの受託・流動化事業に伴う事務の取扱いに関する専門性を高めていくことでバックオフィス業務の強化に取り組んでまいります。

**(10) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）**

| 区　分 | 事　業　内　容 |
|---|---|
| 事業法人向け保証サービス | 売掛債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権未回収リスクを受託するサービス |
| 金融法人向け保証サービス | 金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービス |

**(11) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）**

本　社：東京都港区

支　店：大阪（大阪市）、北海道（札幌市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）

### (12) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 116名 | 8 | 31.8歳 | 4.4年 |

（注）従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 106名 | 3 | 32.1歳 | 4.5年 |

（注）従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

### (13) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金又は出資金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| イー・ギャランティ・ソリューション株式会社 | 10,000千円 | 100% | 契約関連業務及びデータ登録業務など各種事務業務の受託 |
| アールジー保証株式会社 | 100,000千円 | 80% | 小口売掛債権の保証サービス |
| クレジット・リンク・ファンド１号匿名組合（注）１ | 800,000千円 | 50% | 信用保証事業（企業の信用リスクへの投資） |
| クレジット・インベストメント１号匿名組合（注）２ | 360,000千円 | 65% | 信用保証事業（企業の信用リスクへの投資） |
| クレジット・ギャランティ１号匿名組合（注）３ | 300,000千円 | 51% | 信用保証事業（企業の信用リスクへの投資） |
| クレジット・ギャランティ２号匿名組合（注）４、５ | 100,000千円 | 55% | 信用保証事業（企業の信用リスクへの投資） |

（注）１．当該匿名組合は、クレジット・リンク・ファンド１号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。

２．当該匿名組合は、クレジット・インベストメント１号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が65%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。

３．当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ１号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支

配する関係にあるため、子会社としております。
4．当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ２号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が55%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
5．平成27年４月30日付で新たに設立致しました。

### (14) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社りそな銀行 | 70,360千円 |

（注）従業員インセンティブプラン「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」（以下、「ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入のために設定された専用信託口が、当社株式を取得するための原資として借入を行っております。当社と信託口は一体であるとする会計処理をしているため、ここに記載しております。

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数　　15,680,000株

### (2) 発行済株式の総数　　10,346,600株（自己株式160株を含む。）

### (3) 株主数　　3,400名

### (4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 伊藤忠商事株式会社 | 2,559,200株 | 24.7% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1,457,300株 | 14.0% |
| BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND | 904,800株 | 8.7% |
| 株式会社帝国データバンク | 717,600株 | 6.9% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９） | 456,100株 | 4.4% |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | 360,000株 | 3.4% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 319,400株 | 3.0% |
| 江藤公則 | 171,200株 | 1.6% |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 170,900株 | 1.6% |
| BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND | 123,700株 | 1.1% |

（注）1. 持株比率は自己株式（160株）を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）には、ＥＳＯＰ信託による当社株式544,600株を含んでおります。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価等として交付された新株予約権の状況

当社役員の保有状況

| | 回次<br>(行使価額) | 行 使 期 間 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第７回（注）１<br>(382円) | 平成24年３月15日<br>～平成34年３月14日 | 890個 | 普通株式<br>178,000株 | 2名 |
| | 第８回（注）２<br>(2,505円) | 平成26年１月14日<br>～平成31年１月13日 | 999個 | 普通株式<br>99,900株 | 4名 |
| | 第９回（注）３<br>（１円） | 平成26年７月12日<br>～平成56年７月11日 | 80個 | 普通株式<br>8,000株 | 4名 |
| | 第10回（注）４<br>（１円） | 平成27年７月11日<br>～平成57年７月10日 | 130個 | 普通株式<br>13,000株 | 4名 |

（注）１

① 新株予約権の発行価額

本新株予約権１個当たり金1,200円とする。

② 新株予約権の行使の条件

1)本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、下記ⅰ又はⅱに掲げる条件のいずれかが満たされた場合に初めて本新株予約権を行使することができる。

ⅰ．当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年３月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益又は連結当期純利益がそれぞれ10億円又は５億５千万円を超えた場合

ⅱ．株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値が500円を上回った場合

2)本新株予約権の新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値が権利行使価額に80％を乗じた価額を下回った場合、新株予約権の行使期間満了日までに、権利行使価額に110％を乗じた価額で本新株予約権の全てを行使しなければならない。

3)本新株予約権者は、当社取締役の地位（以下「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。但し、次の場合はこの限りではない。

ⅰ．任期満了により、取締役を退任する場合

ⅱ．取締役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く。）

ⅲ．任期途中で、取締役を退任した場合

4)上記3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より１年間経過する日と行使期間

満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

5) 上記4) に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。

6) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

③　譲渡による本新株予約権の取得制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

④　その他取得の条件

1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

2) 本新株予約権者が、（注）１②の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

4) 当社が会社法第171条第１項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

⑤　その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の

新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される払込金額に上記2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。

4)新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

5)譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6)その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(注) 2

① 新株予約権の発行価額
本新株予約権1個当たり金3,500円とする。

② 新株予約権の行使の条件

1)本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益が20億円を超えた場合に本新株予約権を行使することができる。

2)本新株予約権者は、当社取締役の地位（以下「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。但し、次の場合はこの限りではない。

ⅰ．任期満了により、取締役を退任する場合

ⅱ．取締役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く。）

ⅲ．任期途中で、取締役を退任した場合

3)上記2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

4)上記3)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。

5)本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、

当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

③　譲渡による本新株予約権の取得制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

④　その他取得の条件

1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

2)本新株予約権者が、(注)２②の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

3)本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

4)当社が会社法第171条第１項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

⑤　その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される払込金額に上記2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
4)新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
5)譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
6)その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

（注）3

①　新株予約権の発行価額
本新株予約権1個当たり金169,200円とする。

②　新株予約権の行使の条件
1)新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
2)新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。

③　譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

④　その他取得の条件
1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
2)新株予約権者が、新株予約権を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
3)当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定

める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

⑤　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

⑥　その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)３⑤に準じて決定する。

4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。

5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

6)新株予約権の行使の条件
上記(注)３②に準じて決定する。
7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
ⅰ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
ⅱ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
9)新株予約権の取得条項
上記(注)３④に準じて決定する。
10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(注) 4
① 新株予約権の発行価額
本新株予約権１個当たり金201,200円とする。
② 新株予約権の行使の条件
1)新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
2)新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。
③ 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
④ その他取得の条件
1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による

承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

2) 新株予約権者が、新株予約権を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

3) 当社が会社法第171条第１項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

⑤　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

⑥　その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)４⑤に準じて決定する。
4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
6)新株予約権の行使の条件
上記(注)４②に準じて決定する。
7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
ⅰ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
ⅱ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
9)新株予約権の取得条項
上記(注)４④に準じて決定する。
10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 江藤公則 | 代表取締役社長 | |
| 唐津秀夫 | 取締役執行役員<br>経営企画部長 | |
| 永井譲次 | 取締役執行役員<br>営業第一部門長 | |
| 邨井　望 | 取締役執行役員<br>経営管理部長 | |
| 永沢良一 | 取締役 | |
| 山本和洋 | 取締役 | 伊藤忠商事株式会社　保険ビジネス部　保険ビジネス第二課長 |
| 松本　清 | 常勤監査役 | |
| 山岡信一郎 | 監査役 | 株式会社ヴェリタス・アカウンティング代表取締役社長<br>山岡法律会計事務所パートナー |
| 笠　浩久 | 監査役 | 東京八丁堀法律事務所パートナー |

（注）1. 取締役永沢良一氏及び山本和洋氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山岡信一郎氏及び笠浩久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山岡信一郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役永沢良一氏及び山本和洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査役山岡信一郎氏及び笠浩久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額は次のとおりであります。

| 区分 | 人数 | 報酬等の額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 6名<br>（　2名） | 103,544千円<br>（　6,166千円） | (注)1、2 |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3名<br>（　2名） | 13,332千円<br>（　5,569千円） | |
| 計<br>（うち社外役員） | 9名<br>（　4名） | 116,876千円<br>（　11,735千円） | |

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年

度の費用計上額13,192千円を含んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山本和洋氏は伊藤忠商事株式会社の保険ビジネス部　保険ビジネス第二課長を務めております。同社は、当社発行済株式の総数の24.7%を保有しており、その他の関係会社に該当しております。

監査役山岡信一郎氏は株式会社ヴェリタス・アカウンティングの代表取締役社長及び山岡法律会計事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役笠浩久氏は東京八丁堀法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区分 | 氏　　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 永　沢　良　一 | 当事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、企業の信用調査に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 山　本　和　洋 | 当事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、国内外の保険事業に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 山　岡　信一郎 | 当事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 社外監査役 | 笠　　浩　久 | 当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、弁護士としての法的な視点及び幅広い見識から適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|---|---|
| 公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬 | 17,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円 |

（注）１　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

２　監査役会は、会計監査人の過年度の実績をも踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を致しました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会への提出議案といたします。

②また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、平成18年５月開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後一部を改訂いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

(a) 職務執行の基本方針

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、次のとおり内部統制システムの基本方針を決定し、もって業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげる。

また、本方針は当社のすべての役員（取締役、監査役）及び使用人（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社に従事するすべての者をいう。）に適用する。

(b) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

（ⅰ）コーポレートガバナンス

① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

② 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他社内規程に従い、当社の業務を執行する。

③ 取締役は、３ヶ月に１回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。

④ 社長直轄の内部監査室を設置して、定期的に実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているかを調査・検証する。また、その監査結果については社長に報告する。

⑤ 監査役は独立した立場から、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

（ⅱ）コンプライアンス

① 社長が任命したコンプライアンス責任者を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進・教育・研修の実施等により、役員及び使用人のコンプライアンス意識の周知徹底及び維持・向上を図る。

② 当社の事業に関連する法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。

③ 通報者の保護を徹底した通報・相談システム（社内及び社外の相談窓口）を充実する。

④ 当社は反社会的勢力と絶対に付き合わないという代表取締役の信念のもと、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することにより、関係を一切遮断する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、経営管理部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応することにより、いかなる利益供与も行わない。

（ⅲ）財務報告の適正性確保のための体制

① 財務報告の適正性・信頼性確保のため、別途定める「内部統制基本計画書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

② 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

(c) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

（ⅰ）取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

（ⅱ）情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報管理に関する規則・基準等を定めて適切に対応する。

（ⅲ）取締役及び監査役がいつでも上記の情報を閲覧できるよう整備する。

（ⅳ）取締役は使用人に対し「文書管理規程」等に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

(d) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

（ⅰ）経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程・基準を整備し、平時における事前予防体制構築に取り組む。

（ⅱ）具体的には、顧客への与信及び保証限度の設定については規程及びマニュアルを整備しリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組む。

(e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

（ⅰ）取締役の効率的な職務執行を確保するため、原則として月１回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

（ⅱ）「組織規程」 「職務権限規程」等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。

（ⅲ）業務の簡素化、組織のスリム化及びＩＴの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。

(f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

（ⅰ）当社は、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署長が当社における子会社管理責任者として当該子会社の経営を指導・管理する義務を負う。

（ⅱ）子会社管理規程を制定し、子会社管理責任者を通じ、一定の事項について当社の必要な職務権限を有する者による事前承認を求め、又は報告することを義務付ける。また、当社基本方針に基づき、適正な法令遵守体制とリスク管理体制を確立する。

（イ）当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第１項の職務を行うべき者（(ハ)（ニ）において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役会に当社役員が出席することにより、業務執行報告を受け、取締役の職務の執行状況を確認する。

（ロ）当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社管理規程において、子会社の経営に関する事項・資本政策・決算・役員人事・財務・事業企画・システム開発・その他重要事項などを当社の経営会議による事前承認事項とし、会計監査人の監査報告を当社の経営会議への報告事項と定めるなど、当社グループ全体でのリスク管理体制を整備する。

（ハ）当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ業務の執行状況について定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について当社の経営会議で事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

（ニ）当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「経営理念」「行動規範」を経営の基本として策定し、当社および子会社はその規模や特性に応じて適切なコンプライアンス体制を構築する。こ

れを実践するため「コンプライアンス・プログラム」に基づき、法令・定款の遵守を図る。

(g) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項について

（ⅰ）当社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないものの、監査役が必要と認めた場合は、取締役と協議の上、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。

(h) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について

（ⅰ）監査役の職務を補助すべき使用人の監査役補助業務遂行においては、取締役・内部監査室長等の指揮命令は受けないこととする。また取締役はその独立性に関し、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

（ⅱ）監査役補助使用人の人事事項については常勤監査役の意見を尊重する。

(i) 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

監査役補助使用人は、監査役の指示に従い、自らあるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析等を行わなければならない。

(j) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制について

（イ）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

（ⅰ）監査役は、取締役会はもとよりその他経営会議等重要会議に出席することにより経営上の重要事項・業務執行状況等について報告を受ける体制とする。

（ⅱ）取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告する。

（ⅲ）監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。

（ⅳ）使用人は、監査役に対し直接報告できるものとする。

（ロ）子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

（ⅰ）監査役は、子会社取締役会に陪席すること等により経営上の重要事項・業務執行状況等に関する実情を把握する。

（ⅱ）子会社管理規程があり、これに則って必要な報告を受ける。

（ⅲ）子会社役職員は、必要の都度、監査役に対し直接報告できるものとする。

(k) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な

取扱を受けないことを確保するための体制について
（ⅰ）監査役は、通報内容の機密保持を保障する。
（ⅱ）必要に応じ、内部情報提供制度（ホットライン）規程等に準じ適切な措置を講ずる。

(l) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について
（ⅰ）監査役は、独立した立場での監査活動を確保するため、監査役がその職務の執行について会社に対して、上記を請求したときは、会社は当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。
（ⅱ）監査役会は、職務遂行上必要な費用について、審議のうえ予算を作成し、会社側担当部署に伝える。また臨時、緊急時の費用については所要の手続きをとる。

(m) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
（ⅰ）代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合を持つ。
（ⅱ）内部監査室は監査役との密接な連携を保ち、監査役監査の実効性確保を図る。
（ⅲ）監査役会は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
（ⅳ）取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、経営を取り巻く環境を分析し、リスク管理上必要な対応を適時とるため、「経営会議」及びその下部組織である「リスク管理委員会」を設置し、子会社も含めた当社事業における信用リスク引受け・流動化に関して、リスクマネジメントの観点より、効率良く迅速かつ適切に方針決定・意思決定を実施している。

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役６名で構成し、監査役３名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督した。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社経営会議に

おいて審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めた。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、定められた監査計画の下、定期監査が実施され、監査結果が社長に報告されている。

監査役は、監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言のとりまとめを行った。さらに、取締役会に出席するだけでなく内部監査の結果報告を受け、また、会計監査人と四半期ごとの会合により当社の会計監査内容について説明を受けている。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注） 事業報告中の金額表示は、表示単位未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 7,443,188 | 流動負債 | 3,389,546 |
| 現金及び預金 | 5,403,177 | 買掛金 | 2,569 |
| 売掛金 | 22,077 | １年内返済予定の長期借入金 | 39,148 |
| 有価証券 | 402,630 | 未払法人税等 | 316,109 |
| 前払費用 | 1,264,637 | 前受金 | 2,233,067 |
| 繰延税金資産 | 159,236 | 保証履行引当金 | 297,445 |
| 未収入金 | 28,427 | 賞与引当金 | 86,000 |
| その他 | 163,000 | その他 | 415,206 |
| 固定資産 | 3,202,767 | 固定負債 | 146,494 |
| 有形固定資産 | 549,501 | 長期借入金 | 31,212 |
| 建物 | 357,564 | 長期未払金 | 115,282 |
| 車両運搬具 | 0 | | |
| 器具及び備品 | 33,685 | 負債合計 | 3,536,040 |
| 土地 | 158,251 | （純資産の部） | |
| 無形固定資産 | 55,964 | 株主資本 | 6,031,327 |
| ソフトウェア | 55,866 | 資本金 | 1,481,075 |
| その他 | 98 | 資本剰余金 | 891,075 |
| 投資その他の資産 | 2,597,301 | 利益剰余金 | 3,905,215 |
| 投資有価証券 | 2,400,000 | 自己株式 | △246,037 |
| 長期前払費用 | 363 | 新株予約権 | 27,924 |
| 繰延税金資産 | 2,614 | 非支配株主持分 | 1,050,662 |
| 敷金保証金 | 194,323 | 純資産合計 | 7,109,915 |
| 資産合計 | 10,645,956 | 負債・純資産合計 | 10,645,956 |

# 連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 4,422,327 |
| 売上原価 | | 1,023,792 |
| 売上総利益 | | 3,398,535 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,569,415 |
| 営業利益 | | 1,829,119 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 10,989 | |
| 有価証券利息 | 19,805 | |
| その他 | 168 | 30,964 |
| 営業外費用 | | |
| 持分法による投資損失 | 3,080 | 3,080 |
| 経常利益 | | 1,857,003 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,857,003 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 575,121 | |
| 法人税等調整額 | 34,500 | 609,622 |
| 当期純利益 | | 1,247,380 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 135,737 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 1,111,643 |

# 連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,462,479 | 872,479 | 3,081,289 | △253,941 | 5,162,305 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 18,595 | 18,595 | | | 37,191 |
| 剰余金の配当 | | | △287,717 | | △287,717 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,111,643 | | 1,111,643 |
| 自己株式の売却 | | | | 7,904 | 7,904 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 18,595 | 18,595 | 823,925 | 7,904 | 869,022 |
| 当期末残高 | 1,481,075 | 891,075 | 3,905,215 | △246,037 | 6,031,327 |

（単位：千円）

| | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| 当期首残高 | 27,781 | 983,569 | 6,173,656 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | 37,191 |
| 剰余金の配当 | | | △287,717 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,111,643 |
| 自己株式の売却 | | | 7,904 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 143 | 67,093 | 67,236 |
| 当期変動額合計 | 143 | 67,093 | 936,258 |
| 当期末残高 | 27,924 | 1,050,662 | 7,109,915 |

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結子会社の数　６社

連結子会社名

イー・ギャランティ・ソリューション株式会社

アールジー保証株式会社

クレジット・リンク・ファンド１号匿名組合

クレジット・インベストメント１号匿名組合

クレジット・ギャランティ１号匿名組合

クレジット・ギャランティ２号匿名組合

（２）非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

（３）連結の範囲の変更

当連結会計年度からクレジット・ギャランティ２号匿名組合を連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において新たに設立したことによるものであります。

２．持分法の適用に関する事項

（１）関連会社の数

該当事項はありません。

（２）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

（３）持分法適用の範囲の変更

電子債権アクセプタンス株式会社は、当連結会計年度において会社を清算したため、持分法適用の範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社クレジット・リンク・ファンド１号匿名組合、イー・ギャランティ・ソリューション株式会社及びアールジー保証株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

連結子会社クレジット・インベストメント１号匿名組合、クレジット・ギャランティ１号匿名組合及びクレジット・ギャランティ２号匿名組合の決算日は、それぞれ７月末日、９月末日及び２月末日であります。連結計算書類を作成するに当たっ

ては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4．会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

（ロ）デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

時価のないもの……債務保証に準じた処理

（2）固定資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産……定額法または定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 2～47年 |
| 車両運搬具 | 4年 |
| 器具及び備品 | 3～15年 |

（ロ）無形固定資産……定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）引当金の計上基準

（イ）保証履行引当金……保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

（ロ）賞与引当金……従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を引当計上しております。

（4）その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

５．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

６．追加情報

（従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ）

（１）取引の概要

当社は、平成24年７月10日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入を決定し、同年７月31日に信託契約を締結いたしました。

当社は、従業員に対して業績向上のインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する従業員の意識をより一層高めることで中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本制度を導入いたしました。

ＥＳＯＰ信託とは、米国のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、従業員持株会と信託を組み合わせることで、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであります。

当社がイー・ギャランティ従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後一定期間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益があ

る場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じた場合には、当社が負担いたします。

当社株式の取得及び処分については、当社と信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結貸借対照表及び連結損益計算書に含めて計上しております。

（２）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

（３）信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額
前連結会計年度　253,884千円、当連結会計年度　245,979千円

② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

③ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数　前連結会計年度　562,100株、当連結会計年度　544,600株
期中平均株式数　前連結会計年度　572,400株、当連結会計年度　553,069株

④ ③の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　115,768千円

２．売掛債権保証サービスに係る保証債務　257,613,540千円
買取債権保証サービスに係る保証債務　3,922,988千円

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これに係る保証債務のうち売掛債権保証サービスに係る保証債務206,701,636千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されてお

ります。

3．前払費用　　主として当社が再保証委託先に支払う保証料（支払保証料）及び代理店に支払う紹介料（諸手数料）に係わる前払相当額であります。

4．前受金　　当社が保証契約先から受け取る保証料に係わる前受相当額であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式の総数及び自己株式の株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株)<br>(注) 1 | 10,275,800 | 70,800 | ― | 10,346,600 |
| 合計 | 10,275,800 | 70,800 | ― | 10,346,600 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(株)<br>(注) 2 | 562,260 | ― | 17,500 | 544,760 |
| 合計 | 562,260 | ― | 17,500 | 544,760 |

（注）1．普通株式の発行済株式数の増加70,800株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2．普通株式の自己株式数の減少17,500株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。

3．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「ＥＳＯＰ信託」の導入により同信託口が所有する当社株式（当連結会計年度期首562,100株、当連結会計年度末544,600株）については、上記自己株式の普通株式数に含めております。

2．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当金の原資 | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年<br>６月25日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 287,717千円 | 利益剰余金 | 28円 | 平成27年<br>３月31日 | 平成27年<br>６月26日 |

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議（予定） | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当金の原資 | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年６月28日定時株主総会 | 普通株式 | 351,778千円 | 利益剰余金 | 34円 | 平成28年３月31日 | 平成28年６月29日 |

（注）配当金の総額には、「ＥＳＯＰ信託」の信託口に対する配当金18,516千円を含んでおります。

３．新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| ストック・オプションとしての新株予約権 | ― | ― | ― | ― | ― | 27,924 |
| 合計 | ― | ― | ― | ― | ― | 27,924 |

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び長期にわたる投資に必要な資金についてすべて自己資金にて調達しております。また、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は国債及び格付けがＡ格以上の社債等に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、貸倒れの発生頻度は極めて低くなっております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべてが１年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスクの管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

満期保有目的の債券は、国債及び格付けがＡ格以上の社債等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （イ）現金及び預金 | 5,403,177 | 5,403,177 | ― |
| （ロ）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,802,630 | 2,844,155 | 41,524 |
| 資産計 | 8,205,808 | 8,247,332 | 41,524 |

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点に存在する契約上の保証料と、期末時点に存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当連結会計年度末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料とはほぼ近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受金として期末時点で2,233,067千円計上されています。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（イ）現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（ロ）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　582円94銭

２．１株当たり当期純利益金額　107円77銭

（注）「従業員持株会信託口」が保有する当社株式を、「１株当たり純資産」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めておりません（前連結会計年度562,100株、当連結会計年度544,600株）。また、「１株当たり当期純利益金額」

の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません（前連結会計年度572,400株、当連結会計年度553,069株）。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（注）　連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 4,931,880 | 流動負債 | 3,310,459 |
| 現金及び預金 | 3,014,027 | 買掛金 | 62,779 |
| 売掛金 | 24,769 | １年内返済予定の長期借入金 | 39,148 |
| 有価証券 | 402,630 | 未払金 | 194,386 |
| 前払費用 | 1,263,324 | 未払費用 | 26,166 |
| 繰延税金資産 | 95,205 | 未払法人税等 | 315,642 |
| 未収入金 | 116,891 | 前受金 | 2,227,859 |
| その他 | 15,031 | 保証履行引当金 | 77,129 |
| 固定資産 | 4,587,819 | 賞与引当金 | 86,000 |
| 有形固定資産 | 548,223 | その他 | 281,347 |
| 建物 | 357,564 | 固定負債 | 146,494 |
| 車両運搬具 | 0 | 長期借入金 | 31,212 |
| 器具及び備品 | 32,407 | 長期未払金 | 115,282 |
| 土地 | 158,251 | 負債合計 | 3,456,953 |
| 無形固定資産 | 71,099 | （純資産の部） | |
| ソフトウェア | 71,001 | 株主資本 | 6,034,821 |
| その他 | 98 | 資本金 | 1,481,075 |
| 投資その他の資産 | 3,968,496 | 資本剰余金 | 891,075 |
| 投資有価証券 | 2,400,000 | 資本準備金 | 891,075 |
| 関係会社株式 | 90,100 | 利益剰余金 | 3,908,708 |
| その他の関係会社有価証券 | 1,250,310 | その他利益剰余金 | 3,908,708 |
| 長期前払費用 | 363 | 繰越利益剰余金 | 3,908,708 |
| 繰延税金資産 | 33,398 | 自己株式 | △246,037 |
| 敷金保証金 | 194,323 | 新株予約権 | 27,924 |
| | | 純資産合計 | 6,062,746 |
| 資産合計 | 9,519,700 | 負債・純資産合計 | 9,519,700 |

# 損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | |
| 売上高 | | 4,487,221 |
| **売上原価** | | |
| 支払保証料 | 1,171,635 | |
| 諸手数料 | 271,635 | |
| 保証履行引当金繰入額 | 3,285 | 1,446,555 |
| **売上総利益** | | 3,040,665 |
| **販売費及び一般管理費** | | 1,522,903 |
| **営業利益** | | 1,517,761 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 8,304 | |
| 有価証券利息 | 19,805 | |
| 匿名組合出資利益 | 177,003 | |
| その他 | 768 | 205,883 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 112 | 112 |
| **経常利益** | | 1,723,532 |
| **特別損失** | | |
| 関係会社清算損 | 3,080 | 3,080 |
| **税引前当期純利益** | | 1,720,452 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 574,041 | |
| 法人税等調整額 | 33,313 | 607,355 |
| **当期純利益** | | 1,113,096 |

# 株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | |
|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,462,479 | 872,479 | 872,479 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 18,595 | 18,595 | 18,595 |
| 剰余金の配当 | | | |
| 当期純利益 | | | |
| 自己株式の売却 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | |
| 当期変動額合計 | 18,595 | 18,595 | 18,595 |
| 当期末残高 | 1,481,075 | 891,075 | 891,075 |

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 3,083,330 | 3,083,330 | △253,941 | 5,164,346 | 27,781 | 5,192,127 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | 37,191 | | 37,191 |
| 剰余金の配当 | △287,717 | △287,717 | | △287,717 | | △287,717 |
| 当期純利益 | 1,113,096 | 1,113,096 | | 1,113,096 | | 1,113,096 |
| 自己株式の売却 | | | 7,904 | 7,904 | | 7,904 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | 143 | 143 |
| 当期変動額合計 | 825,378 | 825,378 | 7,904 | 870,475 | 143 | 870,618 |
| 当期末残高 | 3,908,708 | 3,908,708 | △246,037 | 6,034,821 | 27,924 | 6,062,746 |

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

（イ）満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

（ロ）関連会社株式……移動平均法による原価法

（ハ）その他の関係会社有価証券

匿名組合出資金……匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、営業外収益又は費用に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。

（２）デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

時価のないもの……債務保証に準じた処理

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産……定額法または定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ２～47年 |
| 車両運搬具 | ４年 |
| 器具及び備品 | ３～15年 |

（２）無形固定資産……定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

（１）保証履行引当金……保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

（２）賞与引当金……従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を引当計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

５．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

６．追加情報

（従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ）

従業員持株会支援信託ＥＳＯＰに関する注記については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　113,435千円

２．売掛債権保証サービスに係る保証債務　257,613,540千円
　　買取債権保証サービスに係る保証債務　3,922,988千円

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務242,522,200千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

３．関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|---|---|
| 未収入金 | 94,409千円 |
| その他流動資産 | 4,866千円 |
| 買掛金 | 59,683千円 |
| 未払金 | 6,959千円 |
| その他流動負債 | 90,032千円 |

４．取締役・監査役に対する金銭債務　123,617千円
（役員退職慰労未払金）

５．前払費用　主として当社が再保証委託先に支払う保証料（支払保証料）及び代理店に支払う紹介料（諸手数料）に係わる前払相当額であります。

６．前受金　当社が保証契約先から受け取る保証料に係わる前受相当額であります。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 売上高 | 173,835千円 |
| 売上原価 | 640,440千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 32,277千円 |
| 営業取引以外の取引 | 4,502千円 |

（株主資本等変動計算書に関する注記）
自己株式の株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株)(注) | 562,260 | ― | 17,500 | 544,760 |
| 合計 | 562,260 | ― | 17,500 | 544,760 |

（注）１．普通株式の自己株式数の減少17,500株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。
２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、貸借対照表上の自己株式として表示している「ＥＳＯＰ信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、上記自己株式の普通株式数に含めております。

（税効果会計に関する注記）
１．繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産（流動） | |
| 未払事業税 | 3,140千円 |
| 賞与引当金 | 26,539千円 |
| 保証履行損失 | 19,303千円 |
| 保証履行引当金 | 23,802千円 |
| その他 | 23,650千円 |
| 計 | 96,435千円 |
| 繰延税金負債（流動） | |
| 立替金等 | △1,229千円 |
| 計 | △1,229千円 |
| 繰延税金資産（流動）純額 | 95,205千円 |
| 繰延税金資産（固定） | |
| 長期未払金 | 37,851千円 |
| 匿名組合出資金 | 30,784千円 |
| その他 | 2,614千円 |
| 計 | 71,250千円 |
| 評価性引当額 | △37,851千円 |
| 差引 | 33,398千円 |
| 繰延税金資産合計 | 128,604千円 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 33.10% |
| （調整） | |
| 永久に損金に算入されない項目 | 0.63% |
| 住民税均等割 | 0.37% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.51% |
| その他 | 0.69% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.30% |

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は8,788千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

１．親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の関係会社 | 伊藤忠商事㈱ | （被所有）直接24.7 | 兼務１名<br>売上債権の保証等 | 保証売上（保証残高）（注） | 43,435<br>(1,748,500) | 前受金 | 29,100 |

（注）　当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

２．子会社及び関連会社

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | クレジット・リンク・ファンド１号匿名組合 | 直接50.0 | 売上債権の被保証等 | 支払保証料（被保証残高）（注）１ | 277,935<br>(78,199,230) | 買掛金 | 25,374 |
| 子会社 | クレジット・インベストメント１号匿名組合 | 直接65.3 | 売上債権の被保証等 | 支払保証料（被保証残高）（注）１ | 225,608<br>(23,802,690) | 買掛金 | 15,357 |
| 子会社 | クレジット・ギャランティ１号匿名組合 | 直接51.0 | 売上債権の被保証等 | 支払保証料（被保証残高）（注）１ | 104,681<br>(34,296,350) | 買掛金 | 12,382 |
| 子会社 | クレジット・ギャランティ２号匿名組合 | 直接55.0 | 売上債権の被保証等 | 支払保証料（被保証残高）（注）１ | 31,851<br>(15,404,020) | 買掛金 | 6,483 |
| 子会社 | アールジー保証㈱ | 直接80.1 | 売上債権の保証等 | 受取保証料（保証残高）（注）２ | 28,071<br>(451,760) | 売掛金 | 4,080 |

（注）１．当社が受けている保証サービスによるものであります。また被保証残高については、当社が受けている保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

２．当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

3．兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の関係会社の子会社 | 伊藤忠プラスチックス㈱ | ― | 売上債権の保証等 | 保証売上（保証残高）（注） | 32,449（8,168,000） | 前受金 | 21,926 |
| その他の関係会社の子会社 | シーアイマテックス㈱ | ― | 売上債権の保証等 | 保証売上（保証残高）（注） | 32,592（2,211,000） | 前受金 | 25,876 |
| その他の関係会社の子会社 | 伊藤忠エネクス㈱ | ― | 売上債権の保証等 | 保証売上（保証残高）（注） | 32,374（1,743,500） | 前受金 | 13,387 |
| その他の関係会社の子会社 | 小倉興産エネルギー㈱ | ― | 売上債権の保証等 | 保証売上（保証残高）（注） | 14,007（966,000） | 前受金 | 5,680 |
| その他の関係会社の子会社 | 伊藤忠ケミカルフロンティア㈱ | ― | 売上債権の保証等 | 保証売上（保証残高）（注） | 13,372（935,000） | 前受金 | 10,285 |
| その他の関係会社の子会社 | その他14社 | ― | 売上債権の保証等 | 保証売上（保証残高）（注） | 87,517（5,646,300） | 前受金 | 48,839 |

（注）　当社の保証サービスの提供によるものであります。保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

4．役員および個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員 | 江藤公則 | （被所有）直接1.65 | 当社代表取締役社長 | ストックオプションの権利行使 | 11,866（34千株） | ― | ― |

（注）　定時株主総会（平成20年６月24日）の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
なお「取引金額」欄は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　583円28銭

２．１株当たり当期純利益　107円91銭

（注）１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、貸借対

照表上自己株式として表示している「ＥＳＯＰ信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。

（ストック・オプション等に関する注記）

１．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第4回ストック・オプション | 第7回ストック・オプション | 第8回ストック・オプション | 第9回ストック・オプション |
|---|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 平成20年10月16日 | 平成24年２月29日 | 平成25年12月27日 | 平成26年６月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役３名 | 当社取締役３名 | 当社取締役５名 | 当社取締役４名 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式<br>80,000株 | 普通株式<br>180,000株 | 普通株式<br>100,000株 | 普通株式<br>8,000株 |
| 付与日 | 平成20年11月１日 | 平成24年３月15日 | 平成26年１月14日 | 平成26年７月11日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 | (注)2 | (注)3 |
| 対象勤務期間<br>(注)4 | 平成20年11月１日<br>～平成23年10月16日 | ―― | ―― | ―― |
| 権利行使期間<br>(注)4 | 平成23年10月17日<br>～平成27年10月16日 | 平成24年３月15日<br>～平成34年３月14日 | 平成26年１月14日<br>～平成31年１月13日 | 平成26年７月12日<br>～平成56年７月11日 |

| | 第10回ストック・オプション |
|---|---|
| 決議年月日 | 平成27年６月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役４名 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式<br>13,000株 |
| 付与日 | 平成27年７月10日 |
| 権利確定条件 | （注）3 |
| 対象勤務期間<br>(注)4 | ―― |
| 権利行使期間<br>(注)4 | 平成27年７月11日<br>～平成57年７月10日 |

（注）１．ストック・オプションの数は株式数に換算して記載しております。なお、平成23年４月１日付株式分割（１株につき200株の割合）、平成25年３月１日付株式分割（１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

３．権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとし、行使する場合は、保有するすべての新株予約

権を一括して行使するものとする。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

4．対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

（イ）ストック・オプションの数

| | 第4回ストック・オプション | 第7回ストック・オプション | 第8回ストック・オプション | 第9回ストック・オプション |
|---|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 平成20年10月16日 | 平成24年２月29日 | 平成25年12月27日 | 平成26年６月26日 |
| 権利確定前 | | | | |
| 期　　首(株) | ― | ― | 100,000 | ― |
| 付　　与(株) | ― | ― | ― | ― |
| 失　　効(株) | ― | ― | ― | ― |
| 権利確定(株) | ― | ― | ― | ― |
| 未確定残(株) | ― | ― | 100,000 | ― |
| 権利確定後 | | | | |
| 期　　首(株) | 70,800 | 180,000 | ― | 8,000 |
| 権利確定(株) | ― | ― | ― | ― |
| 権利行使(株) | 70,800 | ― | ― | ― |
| 失　　効(株) | ― | ― | ― | ― |
| 未行使残(株) | ― | 180,000 | ― | 8,000 |

| | 第10回ストック・オプション |
|---|---|
| 決議年月日 | 平成27年６月25日 |
| 権利確定前 | |
| 期　　首(株) | ― |
| 付　　与(株) | ― |
| 失　　効(株) | ― |
| 権利確定(株) | ― |
| 未確定残(株) | ― |
| 権利確定後 | |
| 期　　首(株) | ― |
| 権利確定(株) | 13,000 |
| 権利行使(株) | ― |
| 失　　効(株) | ― |
| 未行使残(株) | 13,000 |

（注）　平成23年４月１日付株式分割（１株につき200株の割合）、平成25年３月１日付株式分割（１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（ロ）単価情報

| | 第4回ストック・オプション | 第7回ストック・オプション | 第8回ストック・オプション | 第9回ストック・オプション |
|---|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 平成20年10月16日 | 平成24年２月29日 | 平成25年12月27日 | 平成26年６月26日 |
| 権利行使価格(円) | 341 | 382 | 2,505 | 1 |
| 行使時平均株価(円) | ― | ― | ― | ― |
| 付与日における公正な評価単価（円） | 184 | 600 | 3,500 | 1,692 |

| | 第10回ストック・オプション |
|---|---|
| 決議年月日 | 平成27年６月25日 |
| 権利行使価格(円) | 1 |
| 行使時平均株価(円) | ― |
| 付与日における公正な評価単価（円） | 2,012 |

（注）　平成23年４月１日付株式分割（１株につき200株の割合）、平成25年３月１日付株式分割（１株につき２株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

２．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

（第４回ストック・オプション）

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

（イ）株価変動率　　87.42%

平成19年３月８日～平成20年10月31日（19ヶ月と24日間）の株価変動率に、類似会社の19ヶ月と24日間の株価変動率に対する付与日から２年間の株価変動率の比を乗じて算定しております。

（ロ）予想残存期間　　（役員）　４．９５４年

（ハ）予想配当　　0円/株

平成20年３月期の配当実績によっております。

（ニ）無リスク利子率　　（役員）　0.883%

予想残存期間に対応する国債の利回りがないため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

（第７回ストック・オプション）

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動率　　62.50%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

(ロ) 予想配当利回り　　3.28%

(ハ) 無リスク利子率　　0.995%

満期までの期間に対応した償還年月日平成34年３月21日の超長期国債55の流通利回りを基準といたしました。

(第８回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動率　　60.05%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

(ロ) 予想配当利回り　　0.7%

(ハ) 無リスク利子率　　0.216%

満期までの期間に対応した償還年月日平成30年12月20日の長期国債298の流通利回りを基準といたしました。

(第９回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動率　　65.58%

平成19年３月８日～平成26年７月11日（88ヶ月と４日間）の株価変動率から算定しております。

(ロ) 予想残存期間　　15年

(ハ) 予想配当　　22円/株

平成26年３月期の配当実績によっております。

(ニ) 無リスク利子率　　(役員)　0.972%

評価基準日における償還年月日平成41年６月20日の超長期国債111の国債のレートを採用いたしました。

(第10回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

（イ）株価変動率　　62.68％

平成19年３月８日～平成27年７月10日（100ヶ月と３日間）の株価変動率から算定しております。

（ロ）予想残存期間　　15年

（ハ）予想配当　　28円/株

平成27年３月期の配当実績によっております。

（ニ）無リスク利子率　　（役員）　0.818％

評価基準日における償還年月日平成42年６月20日の超長期国債118の国債のレートを採用いたしました。

３．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

２．退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金拠出額　　8,710千円

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（注）　計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１２日

イー・ギャランティ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　松村　浩司 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　酒井　博康 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１２日

イー・ギャランティ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松村　浩司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　酒井　博康　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）に関する報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２８年５月２０日

イー・ギャランティ株式会社 監査役会

常勤監査役　松　本　　清　㊞

社外監査役　山　岡　信一郎　㊞

社外監査役　笠　　浩　久　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

第１号議案　剰余金の処分の件

第16期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類
　金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　34円
　総額　　351,778,960円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月29日

第２号議案　監査役１名選任の件

現任の監査役松本清氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において選任されました場合の任期は、前任者の任期の満了する平成30年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|
| 山内　稔彦（やまうち　としひこ）<br>（昭和28年３月19日生） | 昭和50年４月　東京海上火災保険株式会社入社<br>平成11年７月　同社リスクマネジメント業務部・企画開発室長兼東京海上リスクコンサルティング株式会社経営企画室長<br>平成12年７月　同社リスクマネジメント業務部・企画開発室長兼東京海上リスクコンサルティング株式会社取締役経営企画室長<br>平成13年７月　同社リスクマネジメント業務部長兼東京海上リスクコンサルティング株式会社取締役<br>平成15年４月　株式会社トータル保険サービス出向、同社リスクマネジメント室・部長<br>平成16年５月　同社に転籍、同社リスクマネジメント室・部長<br>平成18年７月　同社執行役員リスクマネジメント室・部長<br>平成22年４月　同社常務執行役員リスクマネジメント室長<br>平成25年４月　同社上席常務執行役員兼リスクマネジメント室長<br>平成27年４月　同社上席常務執行役員<br>平成28年４月　同社顧問 | ― |

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山内稔彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 監査役候補者山内稔彦氏は、損害保険会社で長年培われた見識を有し、保険代理店での経験も有していることから、監査役の役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。本議案の選任が承認された場合、山内稔彦氏との間において、当該責任限定契約を締結する予定であります。

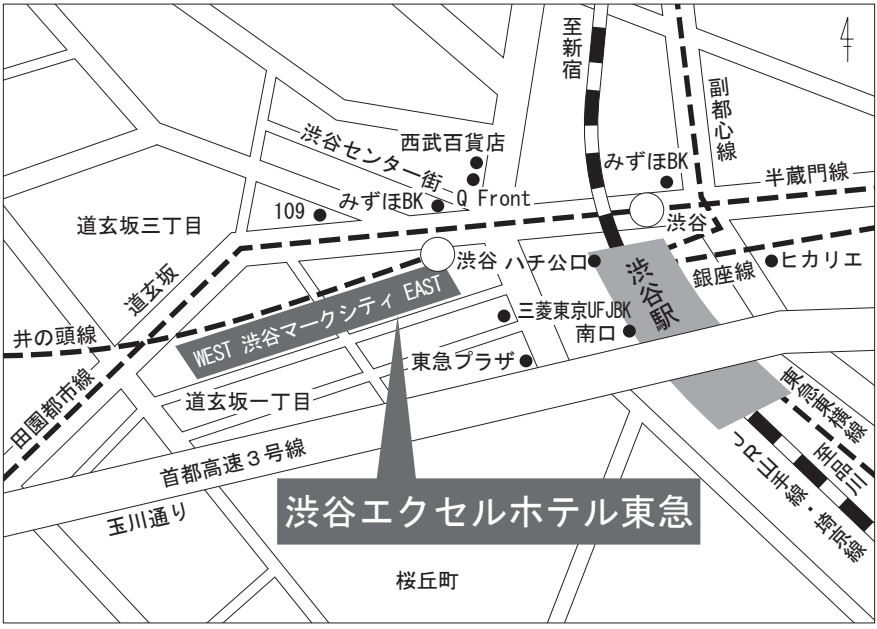
その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場　　東京都渋谷区道玄坂一丁目12番２号
渋谷エクセルホテル東急６階
プラネッツルームＡ




（交通のご案内）

JR渋谷駅（ハチ公口、南口）
東京メトロ半蔵門線・東急田園都市線渋谷駅（５番出口）
東京メトロ銀座線渋谷駅
東京メトロ副都心線・東急東横線渋谷駅
京王井の頭線渋谷駅